

## 平成 16 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	入国管理局		
<b>施策等の名称</b>	外国人の円滑な受入れ		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>	我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。	
	<b>【基準年次：平成 12 年 3 月 評価総括年次：平成 17 年 3 月】</b>		
	<b>達成目標 1</b>	専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。	
	<b>指標</b>	<b>目標値等</b>	専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現
<b>指標</b>	在留資格及び在留資格に係る基準の見直し、手続等の簡素・合理化など、円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況		
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1．課題・ニーズ</b>          経済のグローバル化の進展に伴って外国との競争が激化しているほか、産業構造の変化により、より高度な専門性を有する人材を確実に確保したいという社会のニーズが高まるとともに、企業活動がより多様性を求めるようになるなど、一層柔軟な人的資源の活用が求められている。</p> <p><b>2．目的・意図</b>          出入国管理行政の重要な任務の一つは、国際協調と国際交流の増進に寄与するとともに、我が国社会の健全な発展に資することを目的として、我が国社会にとって有益である外国人を受け入れることにあり、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、このような外国人を積極的かつ円滑に受け入れるための課題を講じる必要である。そこで、上記の施策に対応するため、専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れに関しては、社会情勢の変化に応じ、内外の気運の高まりが認められる分野、例えば情報通信分野における外国人労働者等について、円滑かつ適正に受け入れるための条件及び環境を確保しつつ、人材の確保や交流に出入国管理行政としても貢献していくべく、これらの分野における外国人労働者の受入れに対応する上陸許可基準、在留資格の見直し等を行うなど、受入れ拡大について積極的に検討していく。</p> <p><b>3．当該施策の実施方法</b>          我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現すること（達成目標）により、我が国の外国人労働者の受入れに係る社会のニーズに応え、また経済面のみならず文化面における交流を活性化させ、国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す（基本目標）ことができる。          「外国人の円滑な受入れ」という施策については、出入国管理行政は外国人を招へいする事業を行うものではないので、入国者の増減等の影響が実施</p>		

	<p>した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であるため、本施策の評価においては、平成16年度中に講じた施策の内容及び実施状況を指標として分析している。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>1 我が国の経済状況の変化に伴う専門的、技術的分野における労働（特に外国人）の需要の変動</p> <p>2 諸外国の経済状況の変化に伴う専門的、技術的分野における労働力の供給の変動</p> <p>なお、上記1及び2は、各国の経済状況の変化により、目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1．測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2．測定方法等</p> <p>平成16年度の政策評価に当たっては、達成目標の実現に向けて講じた施策の内容及び実施状況を指標とし、これらの状況を分析することにより、専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたか否かを評価する。</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1．平成16年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 外国人IT技術者の一層の受入れに向けた法務省告示の一部改正について</p> <p>平成12年に制定された高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）に基づき、我が国の高度情報通信ネットワーク社会の形成を目指した各種施策が検討・実施されているところ、平成13年の法務省令の改正により、情報処理に関する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする外国人は法務大臣が告示をもって定める試験のいずれかに合格し、又は資格を有している場合には、「技術」の在留資格に関する上陸許可基準である「大卒若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」を問わず入国できることとして、外国人IT技術者の上陸許可に係る要件を緩和した。</p> <p>その後、平成13年度に、我が国の実施する情報処理技術に関する試験に加えてシンガポールの機関が認定する情報処理技術に関する資格の取得者を、また、平成14年度には、韓国の機関が認定する資格の取得者及び中国の機関が実施する試験の合格者を、さらに、平成15年度には、フィリピン及びベトナムの機関が実施する試験の合格者を新たに上記上陸許可基準の特例措置の対象に加えた。</p> <p>平成16年度においても、この特例措置の対象となる資格を更に拡大し、平成16年8月27日付け法務省告示において、ミャンマーコンピュータ連盟（MCF）が実施する基本情報技術者（ファンダメンタル・インフォメーション・テクノロジー・エンジニア）試験及び台湾の財団法人資訊工業策進会（III）が実施する軟体設計専門人員（ソフトウェア・デザイン・アンド・ディベロップメント・IT・エキスパート）試験の合格者を新たに上記上陸許可基準の特例措置の対象とした。</p> <p>(2) 構造改革特別区域法による入管法の特例措置等</p> <p>ア 外国人研究者受入れ促進事業</p> <p>近年の産学連携の強化等により、質の高い研究開発の推進及び当該研究開発の成果を実用化し創出された新規事業による産業及び経済の活性化を図る地域が増加している。平成15年4月1日より、このような地域にお</p>

いては、海外の優秀な研究者に対する需要及び来日した外国人研究者の成果により、新規事業が創出され、地域及び国の経済活性化の起爆剤となることへの期待が高まっており、こうした動きを背景に、構造改革特別区域（以下「特区」という。）内に所在する研究施設等において、研究活動や当該研究活動と併せて経営活動を行おうとする外国人研究者については、「特定活動」の在留資格を付与することを可能とし、特例措置として、在留期間の上限を最長3年から5年に伸長する措置を講じ、平成16年度においても引き続き当該特例措置を実施した。

なお、特区において、規制が緩和されている特例措置については、特段の問題がないと判断された場合には、速やかに全国規模の規制改革につなげることとされているところ、本特例措置については、平成16年度上半期において適用状況の調査を行い、その結果、弊害がないと判断されたことから、平成16年9月10日、構造改革特別区域推進本部決定において、全国展開を行うことが決定され、平成17年度中に所要の措置を講ずることとされた。

#### イ 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

平成15年10月から、特区内の事業所において活動する情報処理技術者について、在留期間の上限を3年から5年に伸長する措置を講じ、平成16年度においても引き続き当該特例措置を実施した。

なお、特区において、規制が緩和されている特例措置については、特段の問題がないと判断された場合には、速やかに全国規模の規制改革につなげることとされているところ、本特例措置については、平成16年度下半期において適用状況の調査を行い、その結果、弊害がないと判断されたことから、平成17年2月9日、構造改革特別区域推進本部決定において、全国展開を行うことが決定され、平成17年度中に所要の措置を講ずることとされた。

#### ウ その他の措置

平成15年4月1日から、特区内の特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請処理優先事業及び特定事業等に係る永住許可の弾力化の措置を講じ、平成16年度においても引き続きこれらの措置を実施した。

#### (3) 永住許可要件のガイドライン化

5年以上の在留実績がある外国人で我が国への貢献が認められ永住が許可された事例及びこれが認められず不許可とされた事例を法務省のホームページにおいて公開するとともに、平成17年3月31日、永住許可要件の「我が国への貢献」に関するガイドラインを策定してホームページで公表し、永住許可要件の明確化を図る措置を講じた。

#### (4) 「投資・経営」の在留資格の申請に係るインキュベーションオフィス等の取扱い

「投資・経営」の在留資格については、入管法の上陸許可基準を定めた省令において、申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていることを要件として定めているが、この基準に関し、インキュベーター（経営アドバイス、企業運営に必要なビジネスサービス等への橋渡しを行う団体、組織）が支援している場合で、申請人から当該事業所に係る使用承諾書等の提出があったときには、日本貿易振興会（JETRO）対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）その他インキュベーションオフィス等の一時的な住所又は事務所を起業支援を目的に一時的に事業用

オフィスとして貸与されているものの確保をもって、事業を営むための事務所として使用する施設が本邦に確保されていることを要件とする措置を講じた。

(5) 在留資格認定証明書交付手続の迅速化

企業活動の国際化、複雑化に伴い、高度な技術を有する外国人の雇用や企業内における転勤が増加し、これらについて迅速な手続が求められている。こうした企業のニーズを踏まえ、平成16年3月から、問題のない優良な企業については、在留資格認定証明書交付申請に係る手続の迅速化・簡素化措置を講じ、平成16年度においても引き続き同様の措置を講じた。

## 2. 評価結果

- (1) 外国人IT技術者に係る告示の改正により、従来は「技術」に係る上陸許可基準に適合せず、我が国への入国が認められていなかったミャンマー及び台湾の機関が実施する試験の合格者が、新たに我が国への入国を認められることとなり、外国人IT技術者として入国を認められる範囲が拡大した。また、情報処理技術者受入れ促進事業等においては、特区内の事務所において活動する場合には、在留期間の上限を3年から5年にする特例措置等を講じたことにより、専門的、技術的分野の外国人労働者受入れを円滑に図ることができた。

なお、特区において認められている外国人情報処理技術者及び外国人研究者受入れ促進事業については、規制の緩和の特例措置の適用状況調査により、特段の問題がなかったことから、全国展開が決定したことで、今後法整備等を行う予定である。

また、永住許可要件のガイドラインをホームページに公表し、明確化・透明化等を図り、我が国で長期間活動することを希望する専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。

これらの施策は、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れに資することから、国際協調及び国際交流を通じた我が国社会の健全な発展を目指すことについて有効な方策である。

- (2) 企業活動の一層の多様化等に対応するため、今後とも、我が国における受入れ環境その他内外の状況を十分に見極め、不法滞在の防止に留意しつつ、社会のニーズ等に応える外国人の円滑かつ適正な受入れを図るための施策を実施していく必要がある。

### 評価総括

平成12年3月の第2次出入国基本計画策定後、同計画に沿って新たな施策を実施しており、外国人IT技術者については、従来は「技術」の在留資格の上陸許可基準に適合しなかったものについても、法務省令の改正等を行い、告示をもって定める試験に合格している者等について、上陸許可基準の特例を設けて受入れ範囲を拡大し、円滑かつ適正な受入れを図ってきた。なお、今後においても、受入れ拡大について検討を行っていく。

また、特区においても、外国人研究者及び外国人情報処理技術者について、在留期間の上限を3年から5年に伸長する措置や特区内の特例事業等に係る外国人の入国・在留諸申請について、他の申請案件より優先的に処理する等の措置を行うことにより、入国・在留に係る円滑化を図った。

このほか、専門的、技術的分野の外国人労働者についても、法務省令及び告示を改正する等して、上陸許可基準等の基準緩和を行い、円滑な受入れを図ってきた。また、入国・在留手続においても、社会のニーズを踏まえ、問

	<p>題のない優良な企業からの申請については、手続の迅速化・簡素化の措置を行うことにより、入国・在留手続において、円滑化を図ってきた。</p> <p>以上の施策の実施を行い、専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを実現することができ、基本目標の実現に有効であったと考える。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備 考	

## 平成 16 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	入国管理局		
<b>施策等の名称</b>	外国人の円滑な受入れ		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。		
	<b>【基準年次：平成12年3月 評価総括年次：平成17年3月】</b>		
	<b>達成目標 2</b>		
	研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。		
<b>指標</b>	適正な管理を確保した上での手続等の一層の簡素・合理化など、円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況、研修生等の適正な在留の把握や指導の状況	<b>目標値等</b>	研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1. 課題・ニーズ</b></p> <p>我が国が実施している研修・技能実習制度は、開発途上国へ効果的な技術移転を図り、これらの国々の経済発展を担う人づくりに協力・貢献することが先進国である我が国の責務であるとの観点から、社会の各方面の期待を担って創設、運営されてきたものであり、制度のより一層の充実を図る必要がある。</p> <p>しかし、同制度が定着・発展を見る一方で、研修生・技能実習生の研修・技能実習実施先からの失踪等様々な問題が発生し、その背景には受入れ機関及び研修生等関係者が研修・技能実習制度の趣旨を十分に理解していないことが挙げられる。</p> <p>また、技能実習制度へ移行可能な職種が限定されているため、技能実習により更に高度な技術の修得を希望する研修生や、研修生を受け入れて技術を修得させることにより海外における事業展開の基礎を築きたいとする受入れ機関の要望に十分に応えられていないとの指摘もある。</p> <p><b>2. 目的・意図</b></p> <p>上記の課題に対応するため、関係省庁とも連携の上、受入れ機関及び研修生等関係者に対する指導・啓発、技能実習移行対象職種（注）の拡大等により、研修及び技能実習制度の一層の適正化及び充実を図る。</p> <p><b>3. 当該施策の実施方法</b></p> <p>研修生・技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現すること（達成目標）により、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指すこと（基本目標）ができる。</p> <p>「外国人の円滑な受入れ」という施策については、出入国管理行政は外国人を招へいする事業を行うものではないので、入国者の増減等の影響が施した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であるため、本施策</p>		

	<p>の評価においては、平成16年度中に講じた施策の内容及び実施状況を指標として分析している。</p> <p>(注) 技能実習移行対象職種  技能実習移行対象職種は、その対象技能が客観的に評価ができるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致するという要件を満たさなければならない。技能の評価は、職業能力開発促進法で定められている技能検定や、国際研修協力機構が認定した評価システムの試験によっている。</p>
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>1 我が国及び諸外国の経済状況の変化による外国人研修生、技能実習生の受入れ希望機関数の変動</p> <p>2 なお、上記は我が国及び諸外国の経済状況の変化により、目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。</p>
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等  平成16年度の政策評価に当たっては、達成目標の実現に向けて講じた施策(技能実習移行対象作業の拡大、構造改革特別区域(以下「特区」という。)による特例措置、「いわゆる団体監理型」研修における実態把握等)の実施状況を指標とし、これらの実施状況を分析することにより、研修生・技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたか否かを評価する。</p>
評価の内容	<p>1. 平成16年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 研修・技能実習制度の適正化  研修・技能実習制度の趣旨については、研修生・技能実習生自身、日本側受入れ機関及び外国側送出機関がそれぞれに正しく認識することが必要であることから、平成16年度においては、特に失踪等の問題が発生している場合や受入れが初回となる場合を中心に研修事業主体となる団体及びその傘下企業や研修生に対して、研修会等を通じて制度の趣旨・目的の周知・徹底を図った。</p> <p>(2) 「いわゆる団体監理型」研修における実態把握等  いわゆる団体監理型(受入れ企業と派遣機関との間に取引関係等はないが、商工会・協同組合等の団体が監理することで受入れが認められている研修)による研修生受入れ、とりわけ問題が多く見られる中小企業団体及び同団体が関与している受入れ機関等を中心に実態調査を実施した結果、研修生の所定時間外の活動、名義貸し及び研修計画の齟齬等不適切な研修・技能実習事案が判明した計210機関に対して不正行為の認定を行った。  (注)不正行為認定の受入れ機関における研修は、上陸許可基準の要件に適合しないことになる。</p> <p>(3) 外国人研修生受入れによる人材育成事業  平成15年10月1日から、特区内に所在する所要の要件を満たす事業所において、実務研修を含む研修を受けようとする外国人研修生につき、その受入れ人数枠を緩和する特例措置を講じ、平成16年度においても引き続き当該措置を実施した。  なお、特区において規制が緩和されている特例措置については、特段の問題がないと判断された場合には、全国展開を行うこととされているが、本特例措置については、平成16年下半期に適用状況に係る調査を行った結</p>

果，研修生を単純労働者として使用していると疑われる事例や研修生の人権を侵害する事例など研修生受入れ機関に問題のある事例が散見されたことから，平成17年2月9日の構造改革特別区域推進本部決定において，17年度下半期に再度評価することが決定された。

(4) 技能実習移行対象作業の拡大

平成5年に創設された技能実習制度は，創設当初，滞在期間が「研修期間と合わせて2年以内」，対象職種が17職種34作業であったが，平成9年には，滞在期間を「研修期間と合わせて3年以内」に延長したほか，その対象職種についても，平成15年には62職種113作業にまで拡大した。その後，「織物・ニット浸染作業」について，研修生送出国，受入れ機関や関係業界から技能実習への対象作業とするよう要望がなされたことから，平成16年度においては，技能実習の移行対象作業への追加について，関係省庁と協議を行った。この結果，平成17年4月1日に同作業が技能実習移行対象作業に追加され，62職種114作業にまで拡大している。

2. 評価結果

(1) 平成16年度においては，研修生送出国のニーズ等を踏まえ，技能実習移行対象職種の拡大について，関係省庁と協議を行い，現在では，62職種114作業まで拡大した。このことにより，従来では，研修から技能実習に移行できず，帰国しなければならなかった研修生が新たに技能実習を行うことを可能とした。

なお，技能実習生に係る在留資格「特定活動」をもって在留する者の外国人登録者数は，平成16年12月31日現在，52,600人で，5年前の平成12年12月31日における24,917人の2.1倍近くとなっており，技能実習制度が確実に定着・拡大していることがうかがわれる。

在留資格「特定活動（技能実習）」に係る外国人登録者数

年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
登録者数	24,917	32,822	41,196	46,352	52,600

(2) 「いわゆる団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を積極的に実施して，不正行為認定を行うことにより，研修・技能実習生の適正な入国・在留の実現に努めている。また，特区において，外国人研修生受入れによる人材育成事業により，研修生の人数枠に関して，特例措置を講じているが，本特例措置の適用状況について調査を行うことを通じて，研修生・技能実習生の在留状況について適正化を図ることができた。

(3) これらの施策により，我が国に入国することが可能な研修生の範囲が広がるとともに，適正化が図られ，国際協調，国際交流の観点から有効である。今後とも，一層の国際交流等の観点から，研修生等の円滑かつ適正な入国・在留を実現するための施策を実施していく必要がある。

評価総括

平成12年3月に策定された第2次出入国基本計画において，研修・技能実習制度の適正化及び円滑化をより一層を図ることとされ，技能実習移行対象職種については，平成12年の時点では，59職種106作業であったものが，平成16年度末時点で，62職種113作業に拡大を図ることができ，従来では，研修から技能実習へ移行することができず，帰国しなければならなかった研修生が，職種を拡大することにより，技能実習へ移行することを順



	<p>次可能としてきた。</p> <p>また、積極的な実態調査を行い、問題のある機関に対しては、不正行為認定を行うなど、厳格な対応を行うことにより、研修生・技能実習生の適正な受入れを図ってきた。</p> <p>さらに、入国管理局では、実態調査の結果等を踏まえ、研修・技能実習制度の見直し、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生及び受入れ機関の要望に応えるため、技能実習移行対象職種拡大等による技能実習制度の拡充について、関係省庁と協力して検討を行っている。</p> <p>なお、技能実習に係る現行の在留資格「特定活動」について活動内容が分かりにくいことの指摘もあったことから、技能実習制度に基づく在留資格であることを明確にする意味から、独立した在留資格を新設することなどを含めた必要な法改正についても、引き続き検討している。</p> <p>以上の施策を実施し、研修生・技能実習生の円滑な受入れを実現することができ、基本目標の実現に有効であったと考える。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備 考	

# 技能実習移行対象職種(62職種114作業)

2005年4月1日現在

## 1 農業関係(2職種5作業)

職種名	作業名
畜産農業 *	施設園芸
	畑作野菜
畜産農業 *	養鶏
	養豚
	酪農

## 2 漁業関係(1職種7作業)

職種名	作業名
漁船漁業 *	かつお一本釣り漁業
	まぐろほえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業

## 3 建設関係(21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業 プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工 *	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業 締固め作業

参考 ほかに建設に関係するものとして、別掲の塗装職種に「建築塗装作業」と「鋼橋塗装作業」の2作業がある。

## 4 食品製造関係(6職種11作業)

職種名	作業名
缶詰巻締 *	缶詰巻締
加熱性水産加工食品製造業 *	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造業 *	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
ハムソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
食鳥処理加工業 *	食鳥処理加工作業

注) \*の職種は、JITCO認定職種

## 5 繊維・衣服関係(9職種16作業)

職種名	作業名
紡績運転 *	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転 *	合擦糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業
ニット製品製造	織物・ニット浸染作業
婦人子供服製造	靴下製造作業
婦人子供服製造	丸編みニット製造作業
紳士服製造	婦人子供既製服製造作業
寝具製作	紳士既製服製造作業
帆布製品製造	寝具製作作業
布はく縫製	帆布製品製造作業
	ワイシャツ製造作業

## 6 機械・金属関係(15職種28作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	銅合金鋳物鋳造作業
鍛造	軽合金鋳物鋳造作業
	ハンマ型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業 コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融垂鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
機械検査	機械組立仕上げ作業
機械保全	機械検査作業
電子機器組立て	機械保全作業
	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

## 7 その他(8職種16作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	書籍製本作業
	雑誌製本作業
	商業印刷物製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接 *	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業

## 平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	入国管理局		
<b>施策等の名称</b>	外国人の円滑な受入れ		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。		
	<b>【基準年次：平成 1 2 年 3 月 評価総括年次：平成 1 7 年 3 月】</b>		
	<b>達成目標 3</b>		
	学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。		
<b>指標</b>	留学生等の受入れ促進のための施策や文化、スポーツ等を通じた交流促進のための施策の内容及び実施状況、留学生等の適正な在留の把握や指導の状況	<b>目標値等</b>	学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1．課題・ニーズ</b></p> <p>学術・文化・青少年交流は、いずれも国際社会における相互理解、協調意識の醸成に役立つものであり、次の時代の国際交流を担う外国人の青少年を我が国の理解者にするには、今後の我が国の国際的な発展（国際協調と国際交流の増進）の大きな力となるものである。特に、将来我が国及び母国における活躍が期待される留学生、就学生については、その受入れを一層積極的に図っていくことが望ましい。また、このような観点から、関係省庁と協力し、スポーツ、イベント、ワーキングホリデー制度（二国間の協定に基づき、一定期間休暇を過ごすことを目的として在留する青少年に対し、その間の旅行資金を補うため付随的に報酬を受ける活動を認める制度）を通じた交流を支援するため、これらの分野における外国人を積極的に受け入れる必要がある。</p> <p>他方、留学生、就学生の中には我が国で就労を目的として入国する者が少なくないほか、教育機関による学生の在籍管理が不十分なため、留学生、就学生が学業を継続できなかつたり、専らアルバイトを行っている等の問題も生じている。</p> <p><b>2．目的・意図</b></p> <p>上記の課題に対応するため、関係省庁と協力の上、入管法令等による外国人学生の受入れの在り方の改善と留学生を受け入れる学校側の教育環境の整備等を通じて、その積極的な受入れを行っていくとともに、経費支弁能力に関する厳格な審査の実施等により、外国人学生の在留の適正化を図る。</p> <p><b>3．当該施策の実施方法</b></p> <p>留学生、就学生等の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ること（達成目標）により、国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指すこと（基本目標）ができる。</p>		

	<p>「外国人の円滑な受入れ」という施策については、入国管理行政は外国人を招へいする事業を行うものでないので、入国者の増減等の影響が実施した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であるため、本施策の評価においては、平成16年度中に講じた施策の内容及び実施状況を指標として分析している。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>1 国際情勢の変化に伴う海外渡航者数の変動  2 我が国の経済状況の変化による受入れ機関数の変動  なお、上記1及び2は各国の経済状況の変化により、目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等  平成16年度の政策評価においては、達成目標の実現に向けて講じた施策の実施状況（「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化のための措置、教育機関に対する指導、日本語教育機関の告示の改正等）を指標とし、これらの実施状況を分析することにより、学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたか否かを評価する。</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 留学生，就学生受入れに係る適正化等の措置</p> <p>ア 「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化  平成12年1月以降、適正な在籍管理が行われていると認められている教育機関に受け入れられる留学生，就学生に係る申請については、提出書類を大幅に簡素化する等の審査方針を定め、実施してきたところ、近年、不法残留者が再び増加する傾向にあり、また、留学生，就学生による犯罪が社会問題となっていることなどの状況を踏まえ、平成16年4月に入学を希望する外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、真に勉学を目的とし、その意思、能力を有することのほか、経費支弁能力を有するかにつき、厳格な審査を行うこととし、以後の申請についても引き続き同様の審査を行って適正化を図った。</p> <p>イ 教育機関に対する指導  一部の教育機関において、学生の選抜に当たって勉学意欲の確認が十分に行われていないことや、学生の所在やアルバイト先を把握していないため、学業がおろそかになるなど、在籍管理が不十分である等の問題が見受けられたことから、平成16年度においては、専修学校等教育機関に対して実態調査を行い、在籍管理等に問題のある教育機関の実態を把握するよう努めた。また、平成15年度に引き続き、平成16年度においても、問題のあると認められた教育機関に対して、教育機関の所在地を管轄する地方入国管理局にこれら教育機関の関係者の出頭を求め、学生の選抜方法や在籍管理についての改善・徹底を求め注意・指導を行った。</p> <p>ウ 「留学」及び「就学」の在留資格に関する日本語教育機関の告示の改正  平成13年3月30日、日本語学習を目的とする留学生，就学生の入国に関し、法務大臣が日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業を認定する制度を導入する旨入管法施行規則の一部を改正し、同年5月31日には、財団法人日本語教育振興協会（以下「日</p>

振協」という。)を同事業者として認定したことにより、日本語学習を目的とする留学生、就学生を受け入れることができる日本語教育機関を告示で定める場合に、日振協の審査結果を参考とすることができるようになったことから、業務の迅速化・効率化が図られた。平成16年度においては、日本語学習を目的として入国する留学生、就学生を受け入れることができる日本語教育機関を定める告示を7回改正して、「留学」及び「就学」の在留資格に関し、専修学校等において日本語教育を行う教育機関として新たに6校を追加した。平成17年3月31日現在、法務大臣が告示をもって定めた日本語教育機関は416校となった。なお、平成16年度中に14校が廃校等により告示から削除した。

## (2) 構造改革特別区域基本方針等を受けた対応

### ア 夜間大学院留学生受入れ事業

在留資格「留学」に係る上陸許可基準を定めた省令においては、「専ら夜間通学又は通信により教育を受ける」ものではないことを上陸許可基準で定めているが、構造改革特別区域(以下「特区」という。)において、夜間に授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生については、学籍管理が徹底されている場合には、当該上陸許可基準を適用しないこととし、平成15年8月29日、法務省関係構造改革特別区域法第2条3項に規定する省令の特例に関する措置及びその特例事業を定める省令を制定し、夜間大学院においても外国人留学生を受け入れる措置を講じ、平成16年度においても引き続き同措置による円滑な受入れを行ってきた。

なお、特区において規制が緩和されている特例措置については、特に弊害等の問題がないと判断された場合には、速やかに全国展開を図ることとされているところ、本特例措置については特段の問題がないと判断されたことから、平成17年2月9日、構造改革特別区域推進本部決定により、全国展開することが決定され、平成17年度中には、所要の措置を講ずることとされた。

### イ 就職内定を得た留学生が卒業後就職するまでの滞在を容認する措置

卒業前から継続して就職活動を行い、卒業後にも就職活動を行う留学生については、大学からの推薦がある場合には、在留資格「留学」から「短期滞在」への在留資格変更を許可し、最長180日間滞在すること等を可能とする措置を講じている。

特区の第6次提案における地方公共団体からの提案において、本邦では、企業の入社時期が4月からが一般的であることから、大学等を卒業後、翌年の4月から就職が内定しているものについては、現行の取扱いでは在留を継続できないとの指摘があったことから、卒業後、就職活動を行い、就職が内定した場合については、採用されることが明記されている文書の提出があれば、就職するまでの在留を認めることとし、平成17年度に所要の措置を講ずることとした。

## (3) 地域再生プログラムを受けた対応

地域再生本部において、平成16年2月27日、地域再生プログラムが決定され、同プログラムでは、全国において講じる支援措置として、学校の夏期休暇等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与が掲げられ、平成16年度中に措置することとされていたところ、平成17年2月17日、特定活動の告示を改正し、外国の大学の学生(卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者(通信による教育を行う課程に在籍する者を除く))に限る。)が、一定の地方

公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、3月を超えない期間内、本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校において、国際文化交流に係る講義を行うことを可能とした。

(4) 外国の大学の日本分校に留学する外国人の在留資格の見直し

外国の大学が本邦に設置した日本分校（以下「外国大学日本分校」という。）については、学校教育法上で大学等としての制度的な位置付けがなかったところ、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成16年12月13日文科科学省令第42号）が施行され、外国大学日本分校であっても、文部科学大臣が告示により指定したものについては、当該大学の課程を修了した者に大学の専攻科及び大学院への入学資格を認めることとされたことから、今後、外国大学日本分校において研究、研究の指導又は教育をする活動を行う者は、他の要件に適合することを前提に在留資格「教授」、また外国大学日本分校において教育を受ける活動を行う者については在留資格「留学」を許可とすることとした。

(5) 2005年国際博覧会（愛・地球博）関係者等の円滑な受入れ

平成17年3月25日から同年9月25日までの間（185日間）、愛知県において開催される同博覧会（以下「愛知万博」という。）関係については、平成16年6月30日、在留資格「特定活動」に係る法務省告示を改正し、参加国及び参加国際関係機関の愛知万博関係者については、開催準備期間から円滑な受入れが可能となった。

また、同博覧会への外国人観光旅客の来訪を促進するため、平成17年2月16日、「二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律」が公布され、同法第5条に基づき、「二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律第五条の外国人を定める政令」を制定し、同年3月11日に施行したことにより、台湾の権限ある機関が発行した旅券を所持する台湾の居住者については、査証を要しないで、在留資格「短期滞在」で上陸許可を受けられることとなり、円滑な受入れが可能となった。

## 2. 評価結果

(1) 「留学」の不法残留者が再び増加傾向にあるなどといった状況を踏まえ、在留資格認定証明書交付申請等について、従来の取扱いを改めて審査の一層の適正化を図ったほか、教育機関に対し、適正かつ円滑な受入れに当たって留意すべき事項を指導した。また、平成13年度に日振協を日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより、日本語学習を目的として定める際に日振協の審査結果を参考とすることができるようになった結果、平成16年度においても、平成15年度と同様、業務の簡素・合理化を図ることができ、留学生、就学生の各種申請に対して一層円滑かつ適正に対応できるようになった。これらの施策により、留学生、就学生について、真に我が国において学ぼうとする学生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたものと考えられる。

(2) 平成16年度においては、特区における措置として、従来は我が国への入国が認められていなかった夜間大学院留学生の受入れを引き続き認め

る特例措置を行った。なお、当該特例措置については、特に問題がないと判断されたことから、今後全国展開を行うことが決定したことで、学术交流の更なる進展に資することが考えられる。また、地域再生プログラムを受けた対応として、法務省告示を改正して、外国の大学生が夏期休暇を利用して、本邦で講師を行うことを認めたことにより、学术交流などに貢献できたものとする。

- (3) 学術・文化・青少年交流は今後の我が国の国際的発展の大きな力となるものであるとの観点から、今後も留学生、就学生の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加え、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた一層幅広く円滑な交流を支援していくこととする。

以上のとおり、達成目標である学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献するための施策を講じることができたものとするが、留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど、引き続き厳格な審査を実施していく必要があるほか、受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。

#### 評価総括

平成12年3月に策定された第2次出入国管理基本計画において、留学生等の積極的な受入れ、2002年ワールドカップ・サッカー大会における円滑な人的往来の支援、ドイツ、英国とのワーキング・ホリデー制度の実施等を掲げ、各種施策の実施により、達成目標である学術・文化面に係る外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献することができたものとするが、留学生の不法残留が再び増加傾向にあるなどといった状況を踏まえ、在留資格に係る審査の一層の適正化を図った結果、真に学ぶことを目的とする学生の適正な入国・在留の実現が図ることができた。今後も、関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど、引き続き厳格な審査を実施していく必要があるほか、依然として、在籍管理が適正に行われていない教育機関が散見され、関係機関との協力の上、留学生、就学生の受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

## 平成 16 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	入国管理局		
<b>施策等の名称</b>	好ましくない外国人の排除		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。		
	<b>【基準年次：平成 12 年 3 月 評価総括年次：平成 17 年 3 月】</b>		
	<b>達成目標</b>		
	平成 20 年までの 5 年間で不法滞在者を半減させる。(注)		
<b>指標 1</b>	我が国における不法滞在者数(推計値)	<b>目標値等</b>	5 年間で不法滞在者数の半減
<b>指標 2</b>	厳格な出入国審査, 強力な摘発, 円滑な送還など不法滞在者縮減のための施策の実施状況	<b>目標値等</b>	効果的な不法滞在者対策の実施
<p>(注) 基本目標は, 平成 12 年 3 月策定の第二次出入国管理基本計画に基づき設定しており, 他方, 達成目標は, 「不法滞在者を, 今後 5 年間で半減させ」ることを目標とした平成 15 年 12 月の犯罪対策閣僚会議における決定(「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」)に基づき設定しており, それぞれ目標年次が異なる。</p>			
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1. 課題・ニーズ</b>            最近, 国際的な犯罪組織の暗躍等により, 我が国において外国人の関与する各種の犯罪が多発しており, また, 入管法違反者の多くは不法就労に従事しており, これらの者を不法就労させる事業主が, 賃金搾取など我が国の労働関係法規等を遵守しなかったり, 事業主やブローカーが不法就労者に売春を強要したりするなど人権上の問題を生じさせるケースも見られる。            また, 不法残留者数(注)は近年漸減傾向にあるが, 依然としてその数は高水準にあるばかりか, 不法就労期間も長期化傾向にあり, さらに, 我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者も依然として高水準にあり, その不法就労行為は, 適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず, 我が国の社会, 経済, 治安等に悪影響を及ぼしている。</p> <p><b>2. 目的・意図</b>            出入国管理行政の重要な役割の一つは, 外国人の適正な入国・在留を確保することにより, 我が国社会の安全と秩序を維持することである。我が国における出入国管理の秩序は在留資格制度を基本として維持されており, 在留資格を有することなく我が国に不法に在留している外国人についてはこれを排除し, 入管法違反者の減少を図らなければならない。            そこで上記の諸情勢にかんがみ, 出入国管理行政においては, この問題に従前にも増して強力に取り組んでいく必要がある。</p>		



	<p><b>3. 当該施策の実施方法</b></p> <p>入国管理局では、強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため、不法滞在事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、不法滞在外国人の背後で暗躍・関与が認められるブローカー等を処罰するため、警察機関に不法就労助長罪の積極的な活用を求めるなどし、また、関係省庁等と協力の上、不法就労外国人対策キャンペーン月間を実施し、不法滞在者の排除に向けた啓発活動を行うほか、新たな入管法違反者の入国を防止するため、最新鋭の偽変造旅券等の鑑識機器を活用し、偽変造旅券等の行使者に対して厳格な上陸審査を実施し退去強制手続を執るなどの水際対策を推進していくこととしている。</p> <p>このような施策を通じて不法滞在者数を半減すること（達成目標）により、外国人の不正な入国及び在留を抑止し、我が国社会の安全と秩序の維持を目指す（基本目標）ことができる。</p> <p>（注）不法残留者数は、我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も我が国に滞在している者の数であり、入国管理局において推計している。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>特になし</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>平成16年度の政策評価においては、目標達成に向けた施策の実施状況（入管法違反外国人の集中摘発、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施、入国審査時における偽変造文書発見体制の強化等）及び我が国における不法残留者数を指標とした。</p> <p>これらの指標を分析することにより、不法滞在者対策の推進を図ることができたか否かを評価する。</p> <p>なお、我が国における不法残留者数は結果指標として導入するものであるところ、評価に当たっては、単に数値の増減のみをもって評価を行うものではない。</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法の一部改正</p> <p>不法滞在者対策として、不法滞在に係る罰金を大幅に引き上げ、悪質な不法滞在者に係る上陸拒否期間を5年から10年に伸長する一方で、自ら当局に出頭した者で一定の要件に該当するものについては、簡易な手続で迅速に出国させるための出国命令制度を新設し、その上陸拒否期間を5年から1年に短縮すること等を行うことにより、不法滞在者の自主的な出頭を促す措置を講じるほか、虚偽申請やその他不正の手段により上陸許可を受けるなど本来我が国に入国・在留することのできない外国人に対して意見聴取等を行う等の手続を執った上で、その在留資格を在留期間の途中で取り消すことができる制度を新設し、不法滞在者の一層の減少を実現するための出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が平成16年5月27日、可決、成立し、同年12月2日に施行された。</p> <p>なお、平成16年12月2日から、出国命令制度が実施されるのに先立</p>

ち、同年11月1日から12月1日までに帰国を希望して出頭申告した者のうち、一定の要件を満たす外国人については、12月2日以降に出国命令とする措置を講じたところ、同年11月1日から17年3月末までの5か月間に帰国を希望して出頭したものの合計は、8,796人で前年の7,849人と比べて、947人(10.8%)増加した。

## (2) 積極的な摘発，円滑な送還の実施等

### ア 摘発体制の強化

入国管理局では、不法滞在外国人の定着化を防止しつつ減少を図るとの基本方針の下、東京、大阪及び名古屋の各入国管理局に調査部門を設置し、常時摘発可能な体制を構築するとともに、平成15年度には新宿歌舞伎町に入国管理局として初めての摘発専従型の出張所を開設して摘発体制を強化してきたところ、平成16年度は、渋谷、赤坂、池袋など首都圏の繁華街をそれぞれ担当する摘発方面隊を設置し、不法滞在者が特に集中する地域において方面別の摘発体制を執り、摘発効果を一層上げることとした。

### イ 入管法違反外国人の集中摘発の実施等

入国管理局では、平成7年度以降、年間複数回の全地方入国管理局における一斉摘発や首都圏等における集中摘発を実施し、入管法違反外国人の積極的な摘発を行っている。

平成16年度においては、入国警備官を全国規模で動員して、不法滞在者が集中する地域や全国の主要な繁華街を縦断的に摘発するなどの集中摘発を実施した結果、平成16年4月19日から6月18日までの間、当局の集中摘発としては史上最高の1,699人を摘発した。さらに10月13日から11月5日までの間、近畿・東海地区において集中摘発を実施し、348人を摘発した。

### ウ 円滑な送還

摘発、收容、送還は一体の業務であり、いずれかが滞れば不法滞在者のスムーズな排除が困難となる。そこで、計画的かつ積極的な摘発と確実な身柄引取を行い、迅速かつ円滑な送還を実現するため、東京入国管理局に違反調査・摘発業務要員36人、退去強制事由に該当するか否かを審査する違反審査要員7人、收容場の処遇業務要員6人、成田空港等への護送等執行業務要員8人、新宿出張所における違反調査・摘発業務要員31人を増員した。また、名古屋入国管理局中部空港支局に空港開設に伴って、收容場が設置されたことから、監視・執行業務要員10人を増員し、一層強力な退去強制業務処理体制を構築した。

また、名古屋入国管理局においては、收容場改修工事を行い、收容定員を80名から120名に拡充し、平成17年度から運用開始することとしている。

## (3) 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

平成16年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼するとともに、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭・巡回広報による啓発、在日外国大使館及び在外日本公館を通じて啓発等の広報を行った。

また、平成16年6月には、政府の「外国人労働者問題啓発月間」が設定され、外国人労働者問題に関する国民の理解の促進が図られているところ平成15年度に引き続き、警察庁、厚生労働省、法務省の担当課長で構成される「不法就労外国人対策等協議会」は、経済4団体に対し、傘下の

事業主に対する適正な外国人の雇用に関する指導と啓発を行うよう要請した。

(4) 水際対策の実施

ア 偽変造文書対策の強化

出入国審査時における偽変造文書対策を一層強化するため、平成11年4月東京入国管理局成田空港支局に、平成12年4月大阪入国管理局関西空港支局に偽変造文書対策室をそれぞれ設置し、平成17年2月に名古屋入国管理局中部空港支局にも設置し、また、これらの組織を拠点として、全国の空海港で出入国審査において行使された旅券等の文書鑑識のほか、入国審査官、入国警備官に対する文書鑑識研修を実施し、職員の見識能力の向上を図った。

さらに、平成16年度には、旅券の印刷等に使用されたインクの成分等を分析するため、様々な波長の光を当てて検査する機器にパソコンを一体化させて文書鑑識機能が向上した最新鋭機器である分光光度計を新たに成田、関西、中部及び福岡空港に配置した。

イ 出入国審査体制の強化

上陸口頭審理及び偽変造文書鑑識業務の支援要員として、東京入国管理局成田空港支局に入国審査官2人、大阪入国管理局関西空港支局に入国審査官4人、出入国審査業務要員として、札幌入国管理局、大阪入国管理局舞鶴出張所及び広島入国管理局境港出張所にそれぞれ入国審査官4人、中部国際空港の開港に伴い、名古屋入国管理局中部空港支局の体制整備として、入国審査官を52人増員し、一層強力な出入国審査業務体制を構築した。

ウ パトロールの強化

我が国において空港内のトランジットエリアを悪用し、米国等第三国への不法入国を試みる者及び第三国への不法入国を試みる者を幫助する者が後を絶たず、これらの者に対する厳格な取扱いが、国際組織犯罪、テロ対策上喫緊の課題となっていることから、平成14年度から、成田空港及び関西空港においてトランジットエリアにおけるパトロールを強化し、平成16年度においても引き続き、同エリアでの偽変造文書行使事案等悪質な事案の発見・防止を図っている。

2. 評価結果

(1) 平成16年度は、全国の主要な繁華街を中心とした集中摘発の実施、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施及び偽変造文書鑑識体制の充実等に伴う一層厳格な入国審査の実施など、総合的な不法就労等外国人対策を行った結果、平成17年1月1日現在の本邦における不法残留者数は207,299人と前年同期に比べ12,119人(5.5%)減少し、10年前の平成8年5月1日現在と比べ72,201人(27.1%)の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから、有効的な不法滞在者対策を実施することができたものと考えられる。

不法残留者総数の推移

平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067

平成15年	平成16年	平成17年
-------	-------	-------

- (2) 全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、偽変造文書発見件数は、平成15年に急増した影響で平成16年には減少しているが、全体として増加傾向にあり、平成16年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は2,688件で、5年前の平成12年における2,083件と比べ605件(29.0%)増加しており、新たな入管法違反者の入国阻止に有効であったものとする。
- (3) 平成14年度から、成田空港及び関西空港においてトランジットエリアにおけるパトロールを強化し、同エリアでの偽変造文書行使事案等悪質な事案の発見・防止を図っている。その結果、トランジットエリアを悪用する者に対して退去強制手続を執った数は、成田空港においては、平成15年127人であったのが、平成16年には前年の2倍を超える260人となったほか、関西空港においても平成16年に12人となった。

**評価総括**

平成12年3月に策定された第2次出入国管理基本計画において、強力かつ効率的な不法滞在者対策を実施することとしていたところ、全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数が大幅に増加し、入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考えられることから、入国審査を行う上で、効果があった。また、強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するために、不法滞在事犯の取締り(摘発・収容・送還)の強化に必要な要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、入国警備官を全国規模で動員して、不法滞在者が集中する地域等で摘発を行った結果、不法滞在者数が継続的に減少していることから、不法滞在者対策として有効であったものと評価できる。

しかしながら、不法残留者数は20万人を超えており、依然として高水準にあるほか、不法滞在外国人による凶悪犯罪などが発生している中で、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除していく必要がある。

入国管理局としては、限られた人員でより効果的な取締りの実現を目指し、効率的な退去強制手続のための制度を検討していくとともに、情報管理とその情報の駆使及び関係機関との協力強化等により、一層強力かつ効果的な不法滞在者対策を推進していく必要がある。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	